

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画の策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「本市」という。）は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として発展してきました。そして、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。

本市では、平成16年7月に「武蔵村山市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を施行しました。この条例は、環境保全に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、そして環境保全に関する基本的な施策を定めたものです。

さらに、環境基本条例第8条に基づき、その基本理念を具体化し、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

その後、第一次計画の目標年度である平成27年度を迎え、平成28年3月に「武蔵村山市第二次環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

第二次計画の策定以降、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、循環型社会、生物多様性の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。本市においても、令和4年9月の市議会定例会において、市長が「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』の実現」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、全力で取り組んでいるところです。

環境を取り巻く課題は、本市だけで解決できる問題ではなく、一人一人のライフスタイルの転換や事業者の事業活動の転換も求められます。この度、第二次計画の策定から10年が経過し、目標年度を迎えることから、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題へ対応するため、「武蔵村山市第三次環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

武蔵村山市環境基本条例(抜粋)

平成16年武蔵村山市条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

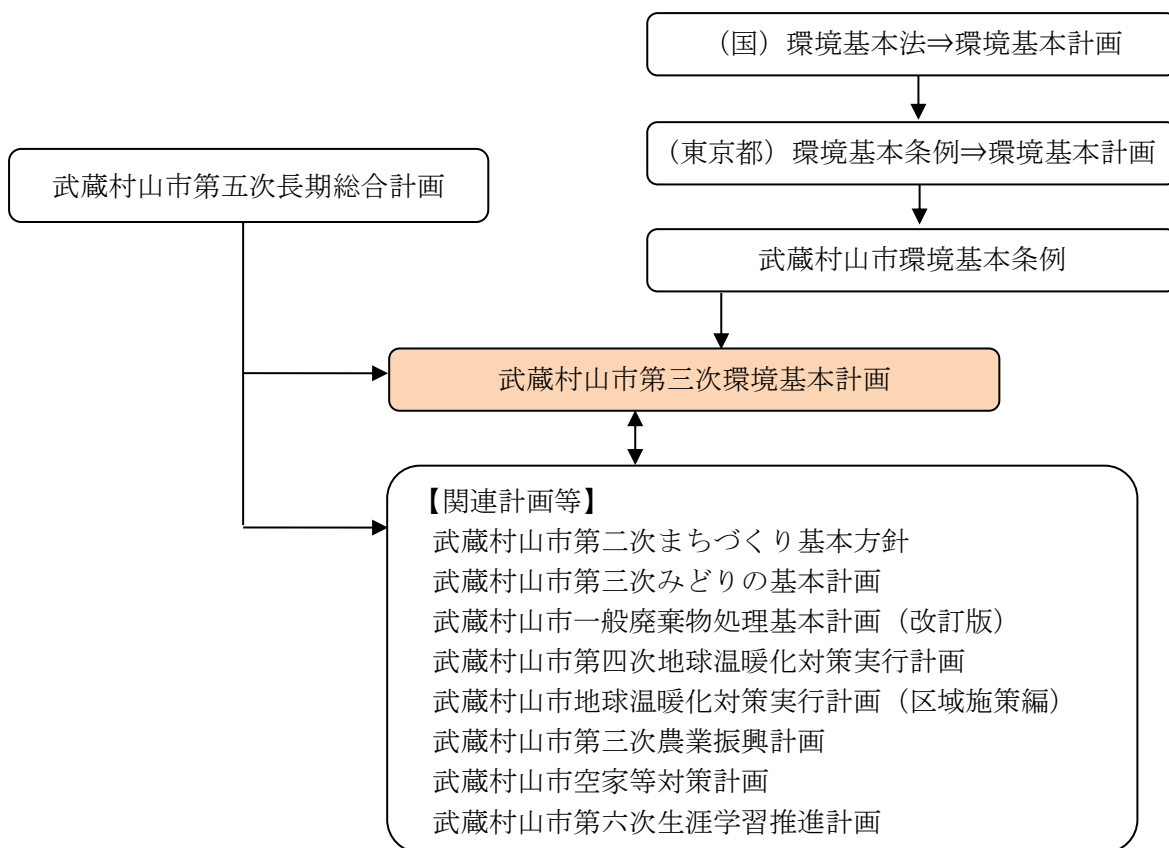
3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づき定めるもので、「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～12年度）」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として、位置付けています。

なお、「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」などの関連計画等における環境に関する施策とも整合性を図ります。

<環境基本計画の位置付け>



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境問題や社会情勢等の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
武蔵村山市第三次環境基本計画									

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、東京都との連携を図ります。

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

<計画の推進主体とその責任と役割>

市の責任と役割

- ・自ら率先して環境負荷の低減に取り組みます。
- ・環境に関する施策を策定し、市民・事業者と連携を図りながら取組を実施します。
- ・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。

市民の責任と役割

- ・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。
- ・環境に配慮された製品やサービスを優先的に選択します。

事業者の責任と役割

- ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・事業活動に係る製品等を使用又は廃棄することによる環境への負荷を低減するために、主体的に取り組みます。
- ・環境負荷の低い製品やサービスの提供に努めます。
- ・環境の保全等に関する情報を積極的に収集・活用するとともに、地域活動へ参加します。

6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然・都市環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「気候変動」として区分します。また、これらの4つの環境区分と横断的に関わる「環境学習と参加・協働の推進」を範囲に含めます。

